

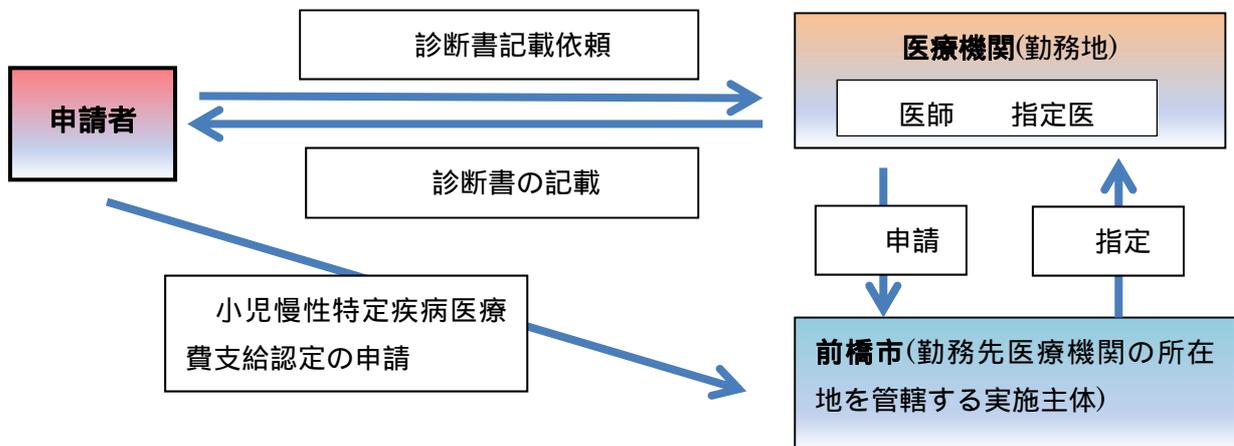
小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

1. 指定医について

「児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「法」といいます。)が、平成27年1月1日から施行となり、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されました。新制度では、都道府県知事等による医師の指定を行い、平成27年1月1日からは、法に基づく指定を受けた医師(以下「指定医」といいます。)のみが小児慢性特定疾病患者の医療費助成に係る支給認定申請に必要な医療意見書(診断書)を作成できることとなり、指定医以外が作成した診断書は認められません。

指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。下記をご参照の上、手続をお願いします。

2. 指定医の申請手続と小児慢性特定疾病医療費支給認定の流れ



3. 指定医の申請手続について

【申請手続】

勤務する医療機関の所在地が前橋市内にある方で、指定医の指定を受けようとする方は下記の書類を前橋市に提出してください。(郵送可)

【提出書類】

小児慢性特定疾病指定医指定申請書
経歴書
医師免許証の写し(裏面に記載のあるものは、裏面も添付のこと)
専門医に認定されていることを証明する書類の写し(専門医資格がある方のみ)

【申請書類の提出先(郵送先)】

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17 前橋市保健所 保健予防課 難病支援係 あて

申請先は、勤務先の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あてとなります。

(前橋市内にある医療機関に勤務 前橋市へ申請、高崎市内にある医療機関に勤務 高崎市へ申請、前橋市及び高崎市以外の群馬県内にある医療機関に勤務 群馬県へ申請)

4. 指定医の職務・要件・有効期間について

【職務】

小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。
の詳細については現在、厚生労働省で検討中です。

【要件】

以下の いくつかの要件を満たす医師であること。

疾病の診断又は治療に5年以上(1)従事した経験があり、関係学会の専門医(2)の認定を受けていること。
疾病の診断又は治療に5年以上(1)従事した経験があり、都道府県等が実施する研修(3)を終了していること。

- 1 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。
- 2 別紙「専門医学会名及び専門医名称」をご覧ください。
- 3 経過措置として、5年以上の診断・治療経験があり、小児慢性特定疾病の診断等に従事したことがある医師については、平成29年3月31日までに都道府県等が行う研修を受講することを条件に小児慢性特定疾病指定医になることができます。

【指定の有効期間】

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制です。

5. 留意事項

指定審査後、前橋市から申請者あてに指定通知を送付します。

指定後、氏名や勤務先医療機関等を前橋市のホームページ等で公表します。

氏名や住所、勤務先医療機関の変更等があった場合は届け出が必要です。様式については、前橋市のホームページに掲載しています。

前橋市ホームページ (<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>)

6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度(指定医申請関係)の問い合わせ先

勤務先の医療機関の所在地が前橋市の方 前橋市保健所保健予防課 電話：027-220-5785

勤務先の医療機関の所在地が高崎市の方 高崎市保健所保健予防課 電話：027-381-6112

勤務先の医療機関の所在地が前橋市、高崎市以外の群馬県内の方 群馬県庁保健予防課 電話：027-226-2611